

学 校 健 診 ・ 学 校 保 健

多職種で支える子どもの成長・発達と看護師が知っておくべきこと

©へるす出版

特集にあたって

学校健診・学校保健に小児看護を生かす

『小児看護』の特集に「学校健診・学校保健」がテーマになると聞き、驚きと戸惑いを感じました。筆者の認識上ではまだ、医療の看護師と学校組織は、水と油のような関係に思っていたからです。厚生労働省が管轄している医療と、文部科学省が管轄している学校というとらえ方もできますし、学校組織に外部の目を嫌う閉鎖性を感じているからともいえます。

20年近く前、開業当初のころのことです。心因性と思われる慢性腹痛を訴える小学生のケースで、何とか学校と連携を取りたいと思い、小学校へ訪問に行ったことがあります。その際の学校の対応は、学校では問題ありませんと門前払いに近いものでした。学校のあら探しをしに来たと思われたのかもしれませんが。非常に強固な壁を感じたことを覚えています。

学校保健の中核をなす、1958(昭和33)年制定の「学校保健法」が約50年ぶりに改正され、2009(平成20)年に「学校保健安全法」となりました。主な改正点は、以下のとおりです。

- ①学校保健に関する責務が国および地方公共団体ならびに学校設置者と責任所在が明記された。
- ②保健指導について、養護教諭がコーディネータとして教職員と連携・協力し、必要に応じて学校医、学校歯科医、学校薬剤師の専門的な助言を受け対応する。
- ③地域の医療機関や福祉機関と連携し、学校・地域・家庭が一体となり、児童生徒の健康と安全に寄与する。

このように、時代とともに学校保健も大きく変わってきました。3科の学校医(内科,耳鼻咽喉科,眼科),

学校歯科医,学校薬剤師を学校三師と呼びます。しかし、そのなかに看護師は入っていません。学校教育に小児看護は必要ではないのかといった素朴な疑問が浮かび上がってきます。

医学の進歩とともにNICU(新生児集中治療室)退院後の在宅療養化などが進み、医療的ケアを必要とする児童が多くなってきました。特別支援学校を中心に医療的ケアを担う学校看護師の数が増加し、その数は約1,000名に上ります。今後、その重要性はますます増加すると思われます。また、通常学校においてもアレルギー疾患の増加が問題化しています。2012(平成24)年12月に調布で起こった、食物アレルギーによるアナフィラキシーショック死は学校関係者に大きなインパクトを与えました。このような事象の増加は「医療は病院」「教育は学校」と明確に区別することが困難となっていることを示しています。筆者は小児看護がこの懸け橋になり得るのではないかと思います。

現在、学校保健会などを中心に時代に合わせた学校保健の枠組みの改正が行われています。しかしそこに、看護師の役割はほとんど入り込んでいません。看護師の果たす役割をもっと大きくしたほうがよいのではないだろうか、もっと看護師が活躍できる可能性を探ってみてもよいのではないだろうか。そうした野心的な特集テーマであると理解します。

最後に、お忙しいなか、貴重な原稿を執筆いただきました筆者の皆様に深謝申し上げます。

医療法人社団まなと会 はしもと小児科院長
橋本政樹 Hashimoto Masaki